

選挙での投票方法や いろいろな支援について

これは、選挙での投票方法や支援について記載しています。

実際の選挙での手続き等についてご不明なところがあれば、防府市選挙管理委員会へお気軽にお問合せ下さい。

防府市選挙管理委員会

電話 0835-25-2174

選挙の投票方法について

1 一般の投票方法

有権者（投票ができる人）には、選挙の投票日の前に、防府市選挙管理委員会から1人に1枚ずつの投票所入場券（はがき）が送られてきます。

また、各世帯に、投票日のおよそ2日前までに、選挙公報（候補者の公約等が記載されたもの）が配付されます。

選挙の投票日に、入場券を持って、入場券に記載されている投票所で投票します。（入場券がなくても投票所の受付で申し出ていただければ入場券の再発行をします。）

投票日の投票時間は、午前7時から午後8時までです。

投票は、選挙の種類ごとに1人1票です。

2 いろいろな投票方法

(1)点字投票

視覚に障害のある人は、投票管理者に申し出て、点字投票をすることができます。

投票所には、点字用投票用紙と点字器を用意しています。

また、候補者の氏名、政党名等を記載した点字用の氏名掲示等があります。

(2) 代理投票

病気やけが、障害などにより、自分で投票用紙に書くことができない人は、投票管理者に申し出て、代理投票をすることができます。

代理投票は、補助者2人が投票を補助します。1人の補助者が代理投票を申し出た選挙人の意思を確認し、投票用紙に候補者の氏名等を記入します。もう1人の補助者は、選挙人が指示したとおりに候補者の氏名等が記入されているか確認します。

代理投票の補助者は、公職選挙法で投票所の選挙事務従事者から選ぶことが決められています。そのためご家族や付添い人等は補助者になることはできません。なお、申し出ていただければ、選挙人の近くにいることができるようにします。

代理投票の補助者は、投票の手続きに入る前に、選挙人本人、ご家族や付添い人等との間で、候補者の氏名等の指示に

必要な選挙人本人の意思の確認方法について、打合せを行い、スムーズな代理投票ができるようにします。

(3) 期日前投票

選挙の投票日当日に、仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などの理由で投票に行けないと見込まれる人は、選挙の公示日（または、告示日）の翌日から、投票日の前日までの間に、期日前投票をすることができます。

期日前投票所の開設場所と日時は、投票入場券（はがき）の裏面に記載しています。

(4) 郵便等による不在者投票

次の表の手帳等の交付を受けていて、手帳等の記載が次の事項に該当する人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

郵便等による不在者投票をするためには、事前に申請し、防府市選挙管理委員会が発行する「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

手帳等の種類	障害の種類等	障害の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹又は移動機能障害	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級または3級
	免疫、肝臓の障害	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、肝臓、小腸の障害	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分が「要介護5」	

郵便等による不在者投票の対象者で、自分で投票用紙に書くことができず、手帳等の記載が次の事項に該当する人は、あらかじめ届け出た人（選挙権を有する人に限ります。）に投票に関する記載をしてもらうことができます。

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢、視覚の障害	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚の障害	特別項症から第2項症まで

(5) 市外に滞在しているときの不在者投票

投票日及び期日前投票の期間を通じて市外に滞在している人は、滞在先の近くにある市区町村で不在者投票をすることができます。

滞在先で不在者投票をする場合、投票用紙の請求等の手続きで時間が必要となりますので、防府市選挙管理委員会へ早

めにお問合せ下さい。

(6) 入院・入所している施設での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した施設に入院・入所されている人は、その施設内で不在者投票をすることができます。

入院・入所している施設が指定された施設かどうかは、各施設にご確認下さい。

3 代理投票をするときの意思の確認方法について

代理投票をしたいときは、投票管理者に「代理投票をしたい」ということを選挙人本人が申し出て下さい。

そして、どのような方法であれば、自分が投票したい候補者の氏名等を指示することができるか、代理投票の補助者と事前によく相談して下さい。

【指示の方法等の例】

○氏名掲示・選挙公報等を見て、候補者等の氏名等を指差すことができる。

- 選挙公報の写真を見て、指差すことができる。
- 口頭で候補者等の氏名等を伝えることができる。
- 補助者が候補者の氏名等を読み上げたり、指で指していったときに、うなづく、まばたきをする、声を出す、表情を変える等の方法で、補助者に意思表示をすることができる。
- 選挙公報を切り抜いたものやメモを持参するなどして、自分が選んだ候補者の氏名等を補助者に伝えるとともに、投票したいという意思表示をすることができる。

4 投票所でのいろいろな支援

- 車椅子のままで投票用紙を書けるように低い記載台を用意しています。
- 筆談をすることができます。
- 会話の手助けをするコミュニケーションボードを用意しています。
- 声や音を出して意思表示を行うときは、投票の秘密が確保されるよう十分に配慮します。(小さな声を出しにくいときは、事前に申し出て下さい。)

○投票用紙を投票箱に入れるときは、手を添えるなどの支援ができます。(自分ひとりで行いたい時は申出て下さい。)

○盲導犬、聴導犬、介助犬は、投票所に一緒に入場できます。

○付き添いが必要な人には、そばで見守ってもらうように配慮します。ただし、投票に関する介助はできません。介助が必要な人は、(2)の代理投票を利用して下さい。